

令和2年5月7日
香川県立文書館

特定歴史公文書等及び古文書の利用の事前予約制の実施について

特定歴史公文書等及び古文書の利用（閲覧及び写しの交付）については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、5月7日（木）より、下記のとおり、事前予約制により行っています。

記

- 1 本館閲覧室において、特定歴史公文書等又は古文書の利用（閲覧又は写しの交付）を請求しようとする利用者の方は、事前に電話又は電子メールにより、県立文書館にあててその申し込みをしてください。
利用の日時については、調整させていただきます。
- 2 特定歴史公文書等については、郵便等による利用請求が可能ですので、ご利用ください。